

## 投資信託 目論見書補完書面

この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、交付目論見書面と一体でお渡しいたします。

お手続きの前に、この書面及び交付目論見書の内容を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面及び交付目論見書に関するお問合せは下記までお願いいたします。

株式会社 関西みらい銀行

コミュニケーションダイヤル 0120-84-0600

〔ご相談(サービスコード①②)の受付時間は平日9時から17時となります。〕

◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。(運用成果はマイナスとなることがあります)

◇募集・買付・換金等の取扱は販売会社である株式会社関西みらい銀行が行い、設定・運用は、委託会社が行います。

### 投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、これらの発行体の信用状況の変化や株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動などを原因として、基準価額は大きく変動します。基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

【確認事項】 交付目論見書をお読みの上、ご理解ください。

### 【ファンドの目的・特色】

- ①ファンドの目的・特色について(毎月分配型は収益分配金に関する留意事項もご確認ください。)

### 【投資リスク】

- ②投資リスクについて

### 【手続・手数料等】(お申込メモ・ファンドの費用・税金等)

- ③お申込みについて

- ④ご換金について

- ⑤収益の分配について

- ⑥費用について(交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。)

◇投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の合計金額となります。なお運用管理費用(信託報酬)については、保有日数に応じてご負担いただきます。

■お申込み時に直接ご負担いただく費用：購入時手数料

■保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用：運用管理費用(信託報酬)、その他の費用・手数料

■途中換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額

◇マイゲート(インターネットバンキング)または定時定額購入プラン(積立投資信託)での購入は購入時手数料が優遇となります。

- ⑦税金について

- ⑧その他のご留意点について(繰上償還・信託期間等)

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

◇この投資信託の受益権は、第三者に譲渡することはできません。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則としてあらかじめ当該ご注文にかかる、代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。  
・ご注文にあたっては、銘柄・売り買いの別、数量等、お取引に必要な事項を明示していただきます。ご注文のお取引が成立した場合には、取引報告書等をお客さまにお渡しします。(郵送又は電子交付サービスのご契約によりマイゲート(インターネットバンキング)にてご確認となります。)

【個人のお客さまの定時定額購入プランについて】 購入にかかる取引報告書は郵送いたしません。取引内容は3カ月ごとに発行する取引残高報告書にてご確認ください。【スイッチングについて】 お客さまが保有する投資信託の解約または買取と、新たな投資信託の買付を1組の同時注文として取扱い、解約または買取により生じた償還金の全部を新たな投資信託の買付に充てるものをいいます。なおスイッチングの取扱いは申込書のみとなります。

株式会社関西みらい銀行(本店所在地:大阪市中央区備後町2-2-1) 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号

●主な事業:銀行業 設立日:昭和25年11月24日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

内容の概要:公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要:店頭・訪問・インターネット等

●加入している金融商品取引業協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ●この商品において、対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置 お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。なお訴訟手続によらず公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005